

国立研究開発法人産業技術総合研究所 ABCI-Q 利用約款

制定 令和 7 年 8 月 5 日

(適用範囲)

第 1 条 この約款は、国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の利用及び貸付に関する規程（令 05 規程第 49 号。以下「研究施設等利用貸付規程」といいます。）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」といいます。）が保有する研究施設、研究設備及び研究装置であって、共用に供するものとして研究所のウェブページに掲載しているもののうち、量子コンピュータと AI を融合させたハイブリッド計算環境(以下「ABCI-Q」といいます。)について、利用者が一時利用する場合に適用します。

(定義)

第 2 条 この約款において「利用」とは、利用者が、ABCI-Q を用いて利用者等のデータ等の取得及び計算資源を用いた各種ユースケースの創出等を行うこと（第 10 条第 1 項の役務提供及び同条第 2 項の技術指導を受ける場合を含みます。）をいいます。

2 この約款において「利用法人」とは、研究所との間で、次条第 1 項に規定する ABCI-Q 利用サービス（以下「ABCI-Q 利用サービス」といいます。）の利用契約を締結した主体である法人等をいいます。

3 この約款において「利用責任者」とは、利用法人に所属する者の中から選任された、利用法人における ABCI-Q 利用サービスの利用における責任者をいいます。

4 この約款において「利用管理者」とは、利用責任者の下で利用者を管理するために置かれる者をいいます。

5 この約款において「利用者」とは、利用責任者から指定された者のうち、研究所からアカウントを与えられて ABCI-Q 利用サービスを利用する者をいいます。

6 この約款において「利用者等」とは、利用法人、利用責任者、利用管理者及び利用者を総称したものをいいます。

7 この約款において、「利用グループ」とは、ABCI-Q 利用サービスの提供を受ける利用責任者、利用管理者及び利用者からなる利用者等の集合体をいいます。

8 この約款において「利用希望者」とは、ABCI-Q の利用を希望する法人等であって、研究所との間で ABCI-Q 利用サービスの利用契約を締結していない者をいいます。

9 この約款において「役職員等」とは、研究所の役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいいます。

10 この約款において「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発

明取扱規程（13 規程第 26 号。以下「職務発明取扱規程」といいます。）第 2 条に規定する権利、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他の知的財産（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の知的財産をいいます。）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。

- 11 この約款において「秘密情報」とは、研究所又は利用者が相手方に開示した技術情報及び自己の事業に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含みます。）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうえ秘密である旨通知されたものをいいます。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報
- 五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出したことが書面により立証できる情報

- 12 この約款において、「利用者等のデータ等」とは、利用者等が ABCI-Q を利用する際に ABCI-Q の記憶装置に保存したプログラム、計算・学習に必要なデータ及び計算・学習結果をいいます。

- 13 この約款において「発明等」とは、職務発明取扱規程第 2 条第 7 項に規定するものをいいます。

- 14 この約款において、「ABCI-Q ポイント」とは、研究所が利用法人に対して付与し、利用グループごとに管理される単位であり、利用者等が利用する計算資源等のサービス内容に応じて差し引かれるものをいい、最小取得単位は 1000 ポイント（以下「最小取得単位」といいます。）とします。

- 15 この約款において「運用データ」とは、利用者等が ABCI-Q を利用することにより副次的に生成される「ファイル情報」、「利用情報」及び「性能情報」の 3 種類の情報から構成されるものをいい、このうち、「ファイル情報」とは、利用者等のデータ等を格納したファイルの情報（ファイルサイズ、作成日、更新日時等の情報）を、「利用情報」とは、利用者等による ABCI-Q の使い方に関する情報（使用資源種類及び量、使用プログラムの種類等の情報）を、「性能情報」とは、プログラムの性能に関する情報（CPU、GPU、メモリー等の資源利用率）をいいます。

16 この約款において、「ホーム領域」とは、ABCI-Q 利用サービスに付随して、追加費用を負担することなく提供される利用者専用のストレージ領域をいいます。

17 この約款において、「グループ領域」とは、ABCI-Q 利用サービスに付随して、追加費用を負担することで提供される利用グループ専用のストレージ領域をいいます。

(サービスの提供)

第3条 研究所は、利用者等に対し、ABCI-Q 利用サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供し、利用者等は、インターネットを経由してアクセスする等の方法により、これを利用することができます。

一 ABCI-Q の計算資源

二 研究所が用意したソフトウェア

三 ABCI-Q の利用に係る支援

四 利用者等によるソフトウェアのインストールに係る支援

五 ABCI-Q の利用及び ABCI-Q 上で利用可能なソフトウェアに係る講習会

六 その他研究所が追加したサービス

2 前項第2号のソフトウェアのうち、ABCI-Q を利用するために必要な基盤ソフトウェア（OS、ジョブ管理、開発環境、データ転送等）については研究所が提供します。

3 ABCI-Q の利用にあたって必要となるソフトウェアのうち、前項の研究所が提供するもの以外のソフトウェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等の取得は利用者等が行うものとします。また、その確保に必要な費用は、利用者等の負担とします。

4 研究所は、ABCI-Q のシステム内部から対外インターネット接続点までの導通を確保し、利用者等に提供しますが、対外インターネット接続点から利用者等までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者等が確保することとします。

5 利用者等は、第1項第5号の講習会に関して受講定員を超過した場合、利用者等が講習会の受講できなくなる場合があることについて予め承諾するものとし、利用者等が当該講習会を受講できない場合にあっては、研究所は一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

(利用法人)

第4条 利用法人は、次の各号のいずれかに該当するものでなければなりません。

一 日本国内に所在地を有し、かつ登記されている会社法（平成17年法律第86号）に規定される法人である「企業」

二 日本国内に所在地を有する「大学」、独立行政法人及び財団法人等、学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利団体」

三 前二号に掲げる者のほか、研究所が認める団体、組合、機関その他これに準ずるものであって、日本国内にその主たる事務所を有するもの（法人でない場合も含みま

す。)

(利用資格)

第5条 利用者等が ABCI-Q 利用サービスを利用するためには、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法第 228 号。以下「外為法」といいます。）及びこれに基づく安全保障輸出管理関連の政令、省令、通達等（以下「安全保障輸出管理関係法令」といいます。）並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所安全保障輸出管理規程（15 規程第 32 号）その他同規程に基づく研究所の定めに反してはいけません。

2 利用者等が ABCI-Q 利用サービスを利用するためには、次の各号のいずれかに該当する者でなければいけません。

- 一 日本人でありかつ日本国に居住する者
- 二 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務する者
- 三 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者
- 四 外国人でありかつ日本国に入国後 6 か月以上を経過している者

3 前項の規定にかかわらず、利用者等が前項各号のいずれにも該当しない場合であっても、安全保障輸出管理関係法令の範囲内で、研究所が当該利用者等の ABCI-Q 利用サービスの利用を認めたときは、ABCI-Q 利用サービスを利用することができます。

(利用契約の締結)

第6条 ABCI-Q の利用希望者は、あらかじめ研究所における ABCI-Q の施設管理者（以下「施設管理者」といいます。）の内諾を得た上で、研究所が別に指定する申込書を提出するものとします。申込書の提出に当たっては、次に掲げる条件のいずれかを満たさなければなりません。

- 一 ABCI-Q を利用する役員及び従業員が利用希望者に所属していること。
- 二 複数の法人等で構成されるコンソーシアム等、ABCI-Q を利用する役員及び従業員が利用希望者に所属しない場合にあっては、利用希望者と利用責任者が利用者全員を把握できる状態であり、かつ研究所が特別に認めていること。

2 研究所は、次に掲げる要件が全て満たされていると認める場合には、利用希望者に対し利用の受け入れ及び利用にあたっての諸条件を通知する回答書（以下「回答書」といいます。）を送付し、当該回答書の受領をもって研究所と利用希望者との間に本約款に基づく ABCI-Q の利用契約（以下「本利用契約」といいます。）が成立するものとします。

- 一 利用の目的が ABCI-Q を用いたわが国の量子産業の競争力強化に資するものであること。
- 二 利用希望者が、反社会的勢力等と関係を有していないこと。
- 三 利用希望者及び利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。

四 利用が、研究所の研究業務に支障を来すおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、ABCI-Q の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

- 3 研究所は、前項各号に掲げる要件が満たされていることを認めるに当たり、第三者の意見を聞くことができます。
- 4 研究所は、第 2 項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない場合には、回答書により受入れができないことを通知します。この場合において、研究所は一切の責任を負わないものとします。

(利用登録申請内容の変更)

第 7 条 利用法人及び利用責任者は、前条の規定に基づき提出した申込書の内容に変更が生じた場合は、研究所が指定する利用登録申請内容の変更届にて変更内容を速やかに研究所に対し届け出なければなりません。

- 2 利用責任者は、自ら又は利用管理者が置かれた場合は利用管理者を通じて、利用者の状況を把握し、利用者の所属の変更又は利用者の利用資格の喪失等について、前項に基づき適時に届け出なければなりません。
- 3 研究所は、前二項の変更の届出が遅れたこと、又は同届出を懈怠したことにより、利用者等又は第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

(ABCI-Q 利用の継続)

第 8 条 利用法人及び利用責任者は、研究所から提供を受ける ABCI-Q 利用サービスの利用の継続を希望する場合には、利用継続申請の受付日から 3 月 30 日 17 時（日本標準時）までの間に、研究所が指定する申請方法に従って、利用責任者及び利用者情報を現状に合わせて修正したうえで、利用継続の申請をします。研究所が利用継続の申請を承認し、当年 4 月 1 日以降に ABCI-Q ポイントを付与することにより、本利用契約は更新されます。更新後の本利用契約の有効期間は、翌年 3 月 30 日 17 時（日本標準時）までとします。

- 2 利用契約が終了した利用法人が契約の有効期間終了後に ABCI-Q 利用サービスの利用を希望する場合であって、有効期間の終了後次に到来する 4 月 1 日から 9 月末日までに前項に定める申請をし、研究所がこれを承認し、ABCI-Q ポイントを付与した場合は、ABCI-Q ポイントを付与された時点から次に到来する 3 月 30 日 17 時（日本標準時）までを有効期間とする新たな本利用契約を締結したものとします。
- 3 利用法人は、第 1 項又は第 2 項の場合であって、これまでの本利用契約において利用料金の未納がある場合には、未納分の支払いがなされるまで利用継続の承認及び ABCI-Q ポイントの付与を受けることができません。
- 4 研究所は、第 1 項又は第 2 項の場合であって、ABCI-Q の利用を希望する利用法人の

利用グループ内に第5条第2項各号のいずれにも該当しない者（以下本項において「非居住者」といいます。）が含まれる場合には、第1項後文に基づき利用継続の承認をした後、別途、当該非居住者である利用者に係る安全保障輸出管理関係法令についての審査を行い、審査を通過した場合に限り、当該非居住者の利用者の利用承認を行います。

（利用の受入れの取消し又は中止及び事実の公表）

- 第9条 研究所は、第6条第2項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない事態が生じ、又は利用者が第15条各号のいずれかに違反した場合には、利用者に対し、第6条第2項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。
- 2 研究所は、前項の規定にかかわらず、研究所が管理上の必要があると認める場合には、利用者に対し、第6条第2項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。
- 3 研究所は、第1項の規定により利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命じた場合には、これらの事実を公表することができます。
- 4 研究所は、第1項及び第2項の規定による利用の受入れの取消し若しくは利用中止命令又は利用者が所属する利用法人において、破産、民事再生、会社更生、特別精算等の手続開始の申立てがあった場合若しくは清算に入った場合には、何らの通知・催告をすることなく直ちに本利用契約を解除することができます。

（サービスの提供の中止）

- 第10条 研究所は、次の各号に該当する場合は、ABCI-Q利用サービスの提供を中止できるものとします。
- 一 研究所の設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - 二 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、研究所による ABCI-Q の運用を優先させる必要がある場合
 - 三 電気通信事業者等が、研究所の電気通信サービスの提供を中止した場合
 - 四 その他、研究所が ABCI-Q 利用サービスを提供するにあたり、合理的理由により、中止が必要であると判断した場合
- 2 研究所は、ABCI-Q 利用サービスの提供を中止する場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法（ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）で通知します。ただし、前項第2号又は第3号の場合で、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 研究所は、第1項の ABCI-Q 利用サービス提供の中止にかかわらず、収納された ABCI-Q ポイントの利用料金を利用法人に返還せず、また、ABCI-Q 利用サービス提供の中止によって生じた利用者等の損害に対して、一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

(サービス内容の変更及び終了)

第 11 条 研究所は、ABCI-Q 利用サービスの内容の一部又は全部について、随時変更できるものとします。

- 2 研究所が ABCI-Q 利用サービスの継続を終了する旨の判断をした場合には、研究所は、利用者等が自らの利用者等のデータ等を他の記憶領域に移動等するために 3 ヶ月の猶予期間を設けて利用者等に対して通知（ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）し、ABCI-Q 利用サービスの提供を終了することができます。研究所は、当該猶予期間が経過し ABCI-Q 利用サービスを終了した後は、利用者等の保存データ等の消失による損害等利用者等の損害に対して一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。
- 3 研究所は、ABCI-Q 利用サービスの内容の重要な変更を行う場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法で通知（ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません）します。

(役務提供及び技術指導)

第 12 条 研究所は、利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との協議の上、ABCI-Q の操作、運転等の役務提供を利用者に対し実施することができます。

- 2 研究所は、利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との協議の上、ABCI-Q の操作及び運転方法に関する技術指導を利用者に対し実施することができます。
- 3 利用法人は、利用に際し研究所が権利を有する知的財産権の開示又は実施許諾を受け必要がある場合には、研究所と別途、当該開示又は実施許諾に係る契約を締結するものとします。

(ホーム領域及びグループ領域)

第 13 条 研究所は、利用者ごとに、別に定める容量をホーム領域に提供します。研究所が提供するホーム領域におけるデータのバックアップ保存に関しては、利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰すべき事由により、ホーム領域の容量が不足したとしても、研究所は一切の責任を負いません。

- 2 研究所は、利用グループごとに、別に定める容量あたりの単価で、別に定める上限まで容量をグループ領域に提供します。研究所が提供するグループ領域におけるデータのバックアップ保存に関しては、利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰すべき事由により、グループ領域の容量が不足したとしても、研究所は一切の責任を負いません。

- 3 前二項の各領域について、システムの制限により、利用者等が保存できるファイル数及びファイルサイズに上限が設けられることがあります。

(利用料金の納付及び ABCI-Q ポイント)

第 14 条 利用法人は、ABCI-Q 利用サービスを利用するための ABCI-Q ポイントに相当する利用料金を研究所に納付することにより、利用グループ単位で管理される ABCI-Q ポイントを取得することができます。なお、初回利用時は、取得できる ABCI-Q ポイントに上限が設けられる場合があります。

- 2 利用法人は、研究所に対して申入れを行い、利用料金を納付することにより、随時 ABCI-Q ポイントを追加で取得することができます。ただし、利用グループが保有することができる ABCI-Q ポイント数（取得した ABCI-Q ポイントの総数から使用した ABCI-Q ポイント数を差し引いた ABCI-Q ポイント数、以下「ABCI-Q ポイント残高」といいます。）の上限は、研究所が別途定め、その所管するウェブサイトにおいて掲示します。また、毎年 10 月 1 日以降、追加で取得できる ABCI-Q ポイント数は各利用グループにおける当該年度の 9 月 30 日時点の使用済みの ABCI-Q ポイント数を勘案して、上限を設ける場合があります。
- 3 利用者等が利用する計算資源等のサービス内容に応じた ABCI-Q ポイント数が、利用グループの取得した ABCI-Q ポイントから差し引かれ、利用グループの ABCI-Q ポイント残高がなくなると ABCI-Q 利用サービスを利用できなくなります。なお、ABCI-Q ポイントは取得時期の古い ABCI-Q ポイント残高から先に差し引かれ、無償の ABCI-Q ポイントが付与されている場合には、有償で取得した ABCI-Q ポイント残高から先に差し引かれます。
- 4 サービス内容に応じて差し引かれる ABCI-Q ポイント数及び ABCI-Q ポイントに相当する利用料金については、研究所が別途定め、その所管するウェブサイトにおいて掲示します。
- 5 利用法人が取得した ABCI-Q ポイントは、申請した年度の 3 月 30 日 17 時（日本標準時）をもって失効し、翌年度に持ち越すことはできません。ただし、利用者等の責めに帰すべき事由によらない ABCI-Q の故障又は天災等のやむを得ない事情により、ABCI-Q の利用が 3 月 30 日 17 時（日本標準時）まで不可能になり、その利用不可能の期間が 20 日を超える場合には、利用法人は、当該年度に取得した ABCI-Q ポイントの残高を翌年度に持ち越すことができます。
- 6 利用法人が ABCI-Q ポイントを取得するために研究所に納付した利用料金について、研究所は理由の如何を問わず、返金を行いません。

(遵守事項)

第 15 条 利用者等は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- 一 本約款及び回答書に記載されている事項に違反する行為
- 二 申込書に記載した利用目的以外に ABCI-Q を利用する行為
- 三 研究所若しくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 四 研究所若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 五 ABCI-Q ポイントを含めた研究所の電子情報を改ざん又は消去する行為
- 六 ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為
- 七 研究所のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
- 八 ABCI-Q 利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為
- 九 法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為
- 十一 その他研究所が ABCI-Q 利用サービスの利用者等としてふさわしくないと判断する行為

(秘密情報の取扱い等)

第 16 条 研究所及び利用者等は、相手方が開示した秘密情報（第 24 条に定める利用者等のデータ等はこれに含まれません。）について、厳に秘密を保持するものとし、次の各号に掲げる行為をしないものとします。

- 一 相手方の書面による事前の承諾なしに秘密情報を第三者に提供又は開示する行為
 - 二 秘密情報の漏洩
 - 三 本利用契約の遂行目的以外での秘密情報の利用
- 2 研究所及び利用者等は、秘密情報について、取扱責任者を定め厳重に管理します。
- 3 研究所及び利用者は、研究所の役職員等又は利用者等であって ABCI-Q の利用に携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際しては、秘密情報であることを明示するとともに、当該研究所の役職員等又は利用者等に、研究所及び利用者等が本約款に基づき負うのと同様の義務を負わせるものとします。
- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、研究所及び利用者等は、裁判所又は行政機関から法令に基づき秘密情報の開示を求められた場合、次の各号の措置を講じることを条件に、相手方が開示した秘密情報を当該裁判所又は行政機関に対して開示することができます。
- 一 開示する内容を事前に相手方に通知すること（事前に通知することが合理的に不可能である場合は、事後速やかに通知すること）。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、研究所及び利用者等は、本利用契約の遂行目的のために必要な範囲で、弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができます。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は、開示した当事者による違反とみなすものとします。
- 6 研究所及び利用者等は、相手方が開示した秘密情報による発明等又は相手方が開示した秘密情報を含む発明等を創製した場合には、直ちに相手方にその旨を通知するものとし、当該発明等の取扱いについて協議することとします。
- 7 利用者等が研究所に開示する秘密情報は、ABCI-Qの利用目的に照らし必要最小限の範囲に留めなければなりません。
- 8 利用者等は、盗聴、盗撮、リバースエンジニアリングその他の正当ではない手段を用いて、研究所又は他の利用者等の第三者の技術情報にアクセスする行為を行ってはなりません。

(成果の帰属)

- 第17条 利用者等の利用により得られた知的財産権は、原則として利用者等に帰属するものとします。ただし、研究所から第12条第2項の技術指導を受けた場合又は当該知的財産権がABCI-Q若しくは研究所が予め用意したその操作、運転等の方法に係るものである場合には、研究所及び利用者等は当該知的財産の帰属について協議することとします。
- 2 前項において、研究所と利用者等との協議により、利用により得られた知的財産権の全部又は一部が研究所に帰属することとなった場合には、その取扱いについて別途契約により定めることとします。
 - 3 利用者等は、利用により第1項の協議の対象となる発明等を創製した場合には、研究所に報告するものとします。

(事故処理)

- 第18条 利用者等は、ABCI-Qの利用中にABCI-Qの利用に支障が生じるような事故、緊急事態等が発生した場合には、直ちに研究所に通知し、その指示に従わなければなりません。

(免責)

- 第19条 研究所は、ABCI-Qの利用により又は利用に伴い発生した事故及び事件等に起因して利用者等又は第三者に生じた損害について、損害賠償責任を含む一切の法的責任を負いません。
- 2 研究所は、ABCI-Qの故障、不具合等により生じた利用者等及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。

- 3 研究所は、第9条第1項及び第2項に定める利用の受入れの取消し又は利用中止命令に起因して又は関連して生じた利用者等及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。
- 4 利用者等の利用行為、利用により創出した成果又は当該成果を用いた利用者等の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして請求がなされた場合には、利用者等は自らの費用と責任により当該紛争を解決するものとし、研究所は損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。
- 5 研究所が損害賠償責任を負う場合には、その範囲は通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害その他通常損害以外の一切の損害は含みません。

(弁償義務)

第20条 利用者等の故意若しくは過失又は第15条の遵守事項に違反する行為によって、研究所に損害を与えた場合には、研究所は、その損害にかかる賠償を利用者等に請求することができます。

- 2 利用者等による ABCI-Q の利用行為に起因して又は関連して第三者が損害を受けたとして、第三者から研究所に請求がなされた場合には、利用者等は当該請求により研究所に発生した費用及び損害を負担するものとします。
- 3 前項の規定は、前条第4項の利用者等の利用行為、利用により創出した成果又は当該成果を用いた利用者等の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして第三者から研究所に請求がなされた場合に準用されるものとします。

(アカウントの管理)

第21条 ABCI-Q 利用サービスを利用するためには、利用者等は、有効な電子メールアドレスに関連づけられた ABCI-Q 利用に関するアカウントを研究所から提供される必要があります。なお、使用する電子メールアドレスはフリーアドレスを用いることはできず、利用法人又は利用者が所属する法人等から付与されたメールアドレスを用いなければなりません。

- 2 利用者等は、研究所から提供される ABCI-Q 利用に関するアカウント及びアカウントのパスワードを研究所の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ、第三者に推測されないように適切に設定し、管理しなければなりません。

(利用者等のデータ等についての表明保証)

第22条 利用者等は、利用者等のデータ等がいかなる法令にも違反していないことを表明及び保証し、利用者等のデータ等の開発、内容、運用、維持及び利用につき、責任を負います。

(利用者等のデータ等のセキュリティ及びバックアップ)

第 23 条 利用者等は、ABCI-Q を適正に利用し、利用者等のデータ等について、セキュリティを確保し保護すること、及び定期的に保存することを含め、適切なセキュリティ及び保護を行うことを誓約します。

(利用者等のデータ等の取扱い)

第 24 条 研究所は、事故若しくは違法行為による漏洩、滅失又は毀損から利用者等のデータ等を保護するために、合理的で適切な対策を実施します。

2 研究所及び役職員等は、次の各号の場合を除き、利用法人又は利用責任者による明示の承諾なくして ABCI-Q に保存された利用者等のデータ等の閲覧、参照を行わず、第三者に開示しません。

一 ABCI-Q 利用サービスの提供・維持のために第三者に業務委託を行う場合であって、かつ運用上必要な場合。ただし、研究所は、業務委託先の第三者に対し、本約款における利用者等のデータ等の取扱いを遵守させるものとします。

二 裁判所又は行政機関より法令、判決、決定又は命令に基づき開示が要求され、これに応じて研究所及び役職員等が、当該裁判所又は行政機関に対し、利用者等のデータ等の内容の開示及び提供を行う場合。なお、この場合、研究所及び役職員等は、上記の開示の要求があった旨を利用法人に通知します。

(運用データの取扱い)

第 25 条 研究所は、システムの正常運用を図るために、利用者等のファイル情報を参照することがあります。

2 研究所は、プログラムの性能向上及び利用状況の分析等、利用者等の利便性向上及びシステムの効率的な運用を目的として、利用者等の利用情報及び性能情報を収集することがあります。

3 研究所は、技術開発促進及び学術貢献を目的として、運用データから利用者等が特定される情報を除外したデータ及びその統計データを公開することがあります。

(利用状況の確認)

第 26 条 研究所は、利用法人に対する ABCI-Q ポイントの計算、ABCI-Q ポイントの利用料金の算定、利用者等に対するサポートサービスの提供（ただし、利用者等がサポートを望んだ場合に限ります。）及び ABCI-Q の管理を目的として、利用者等における ABCI-Q 利用サービスの利用状況を確認することができます。

(ジョブのキャンセル)

第 27 条 研究所は、ABCI-Q 利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、利

用法人又は利用責任者に予告したうえでジョブのキャンセルを実行することがあります。また、緊急の場合は利用法人又は利用責任者に対して予告することなくジョブのキャンセルを実行することがあります。

(帯域の制御)

第 28 条 研究所は、ABCI-Q 利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、研究所所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

(利用契約の有効期間)

第 29 条 本利用契約は、回答書に記載した利用の期間に限り有効とします。ただし、本約款中、第 9 条の規定は利用の期間の終了後 1 年間有効とし、第 16 条の規定は利用の期間終了後 5 年間有効とし、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 32 条及び第 36 条の規定は利用の期間終了後も有効とします。

(国等からの委託事業に基づく成果の公開、報告及びデータの取扱)

第 30 条 利用者等が、営利事業目的以外の目的で ABCI-Q を利用する場合には、研究所及び利用者等は、ABCI-Q の利用の終了後、成果を公開しなければなりません。ただし、成果中に公開することにより業務に支障を来す部分が含まれているとして、利用者等から当該部分を公開しないよう申入れがあり、かつ、公開しないことにつき相当の理由があると認められる場合には、当該部分の全部又は一部を公開しないことができます。

2 利用者等は、前項により成果を公開する場合は、ABCI-Q を利用した後、研究所が指定する期日までに、利用報告書を提出しなければなりません。ただし、研究所が利用者等からの申出により利用報告書を提出しないことについて相当の理由を認めたときは、提出を省略することができます。

3 利用者等は、第 1 項により公開する成果に関し、ねつ造、改ざん及び盗用、並びに不適切なオーサリング、二重投稿等を行ってはなりません。

4 利用者等は、利用の結果得られた情報の管理、保管、消去等を自ら行うものとします。

5 利用者等が第 15 条に規定する遵守事項に違反した場合若しくは違反していると研究所が信じるに足る相当の理由がある場合、第 16 条第 1 項第 3 号に反して秘密情報の目的外使用を行った場合、及び第 16 条第 4 項に該当する場合又は共用設備等の管理運営等に関して特段の必要があると研究所が認める場合は、利用者等は、研究所の求める情報を開示しなければなりません。

(無断利用)

第 31 条 利用者等は、回答書に記載した利用の期間を超えて ABCI-Q を利用することはできません。

- 2 利用者等が研究所の書面による同意を得ることなく、回答書に記載した利用の期間以外の期間に ABCI-Q を利用した場合には、利用法人は、研究所に対して、使用損害金として、当該期間に係る ABCI-Q ポイント利用分の倍額に相当する金銭を支払わなければなりません。

(譲渡の禁止)

第 32 条 利用者等は、研究所の事前の書面による同意なく、本利用契約上の地位又は本利用契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供してはなりません。

- 2 前項に反して、利用者等が本利用契約上の地位又は本利用契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供したことにより研究所に費用負担又は損害が生じた場合には、利用者等は、研究所に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負わなければなりません。

(安全保障輸出管理関連法令の遵守)

第 33 条 利用者等は、本約款に基づき研究所より提供を受けた情報及び資料（複製物を含む。）並びに利用により創出した成果を、輸出又は外国における提供若しくは外為法第 6 条第 1 項第 6 号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。）の 1（3）サ①、②又は③に該当する者と研究所が判断した者（外為法第 6 条第 1 項第 5 号に定める居住者のうち自然人に限ります。）への提供を行う場合、安全保障輸出管理関係法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとします。

(通知方法)

第 34 条 研究所から利用者等に対する通知は、本約款に特に定めない限り、申請書に記載された電子メールアドレス宛、又は利用者等が申請書にて指定する連絡先に、電子メールによるテキストデータ、PDF 等の電子ファイルを送信又は書面を郵送等で送付する方法により行うものとします。

- 2 研究所が利用者等に対して前項に規定する方法により通知した場合においては、当該通知が利用者等に到達しなかったとしても、通常到達すべき時期に到達したものとみなし、当該不到達に起因して発生した利用者等の損害について、研究所は一切責任を負わないものとします。

(約款の変更)

第 35 条 本約款を変更する場合には、本約款に特に定めない限り、既に締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。

- 2 本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、その効力発生時期等について、変更する 30 日前までに研究所が適切と判断する方法で利用法人又は利用責任者に通知するものとします。変更内容の詳細については、研究所のウェブページに掲載します。

(契約終了時の措置)

第 36 条 研究所は、本利用契約の終了後の 9 月末日をもって、当該利用者等のグループ領域及び利用者等のホーム領域に記録されている利用者等のデータ等を含む利用者等に関わる一切のデータ（ただし、利用者等の登録情報を除きます。）を削除します。

- 2 研究所は、利用責任者から本利用契約が終了する前に前項のデータを保存する旨の申し出があれば、利用契約終了後も研究所が認める期間に限り当該データを保存するものとし、この期間は研究所から利用責任者に通知します。

(準拠法)

第 37 条 本約款及び本利用契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

(合意管轄)

第 38 条 研究所及び利用者等は、本利用契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

- 2 前項の規定にかかわらず、紛争の当事者である個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は紛争の当事者である利用法人の本店所在地が日本国外にあるときには、本利用契約に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会の仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁地は東京（日本）とし、仲裁に要する費用（代理人・弁護士費用を含みます）は仲裁判断に特段の定めのない限り、敗訴側が負担するものとします。

(アウトソーシング)

第 39 条 研究所は本約款に定める ABCI-Q 利用サービスにかかるシステムの運用及び保守、サービスの提供、ABCI-Q ポイントに相当する利用料金の請求及び収納、利用者等への通知等の業務の一部をアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。

(個人情報)

第 40 条 研究所は、利用者等及び利用希望者から取得した個人情報は、国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（令 03 規程第 38 号）、個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、適正に取り扱います。

(その他)

第 41 条 本約款の規定は、研究施設等利用貸付規程及び国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等利用約款に優先するものとします。

2 本約款に関し疑義が生じた場合又は本約款に記載のない事項若しくはその取り決め等については、研究所と利用法人で誠意をもってその都度協議するものとします。

特 記 事 項

(反社会的勢力関与の属性要件に基づく契約の解約)

第 1 条 研究所及び利用者等は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本利用契約を解約することができるものとします。

一 相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であるとき、又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいいます。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が、反社会的勢力であるとき

二 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき

三 相手方の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 相手方の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(損害賠償)

第 2 条 研究所又は利用者等は、第 1 条の規定により本利用契約を解約した場合には、これによりその相手方（以下この条において「当該相手方」といいます。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。

2 研究所又は利用者等は、第 1 条の規定により本利用契約を解約した場合において、自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとします。

- 3 前項に規定する場合において、解約当事者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該相手方は、利用料等の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として解約当事者の指定する期間内に支払わなければなりません。
- 4 前項の規定は、本利用契約による利用が完了した後も適用するものとします。
- 5 第2項に規定する場合において、利用者等が事業者団体であり、既に解散しているときは、研究所は、利用者等の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができるものとします。この場合において、利用者等の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければなりません。
- 6 第3項の規定は、研究所又は利用者等に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、研究所又は利用者等がその超える分について当該相手方に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではありません。
- 7 当該相手方が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を解約当事者が指定する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延損害金を解約当事者に支払わなければなりません。

（不当介入に関する通報・報告）

第3条 研究所又は利用者等は、本利用契約に関して、自ら又は ABCI-Q の利用に関する委託先、下請負人等（以下「委託先等」といいます。）が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」といいます。）を受けた場合には、これを拒否し、又は委託先等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

附 則

この約款は、令和7年8月5日から施行する。